

総合共済事業規約
(総合共済給付認定基準)

総合共済事業細則

2020年4月

全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

目 次

総合共済事業規約

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条 (通 則)	1
第2条 (定 義)	1
第3条 (事 業)	2

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

第4条 (共済期間)	3
------------------	---

第2節 共済契約の範囲

第5条 (共済契約者の範囲)	3
第6条 (共済金受取人)	3
第7条 (共済の目的物)	4

第3節 共済契約の締結

第8条 (共済契約内容の提示)	4
第9条 (共済契約の申込み)	4
第10条 (共済契約の申込みの撤回等)	4
第11条 (共済契約申込みの諾否)	5
第12条 (共済契約の成立および発効日)	5
第13条 (共済の目的物の検査)	6

第4節 共済掛金の払込み

第14条 (共済掛金の払込み)	6
-----------------------	---

第15条	(共済掛金の払込場所と期限)	6
第16条	(共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱)	6
第17条	(共済掛金の払込猶予期間)	6

第5節 共済契約の更新

第18条	(共済契約の更新)	6
------	-----------	---

第6節 共済金の請求および支払い

第19条	(共済金の請求)	7
第20条	(事由発生の際の通知義務)	7
第21条	(共済金等の支払いおよび支払場所)	7
第22条	(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)	8
第23条	(生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還)	9
第24条	(戦争その他の非常な出来事および天災の場合)	9

第7節 共済契約の終了

第25条	(詐欺等による共済契約の取消し)	9
第26条	(共済契約の無効)	9
第27条	(共済契約の失効)	10
第28条	(共済契約の解約)	10
第29条	(重大事由による共済契約の解除)	10
第30条	(共済契約の消滅)	10
第31条	(取消しの場合の共済掛金の返戻および共済金等の取扱い)	11
第32条	(解約、解除および消滅の場合の共済掛金の返戻)	11
第33条	(消滅の場合の未払込共済掛金の精算)	11

第8節 共済契約の変更

第34条	(氏名または住所の変更)	11
------	--------------	----

第3章 共済契約

第1節 共済契約の口数および共済金額の最高限度

第35条	(共済契約の種類)	11
------	-----------	----

第36条（共済契約の内容）	11
---------------	----

第2節 共済金および共済金の支払い

第37条（共済金の種類および給付認定基準）	12
-----------------------	----

第38条（共済金を支払わない場合）	12
-------------------	----

第4章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

第39条（業務の委託）	12
-------------	----

第2節 再共済の授受

第40条（再共済）	12
-----------	----

第3節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

第41条（共済掛金の額）	12
--------------	----

第42条（責任準備金の額）	12
---------------	----

第43条（解約返戻金等の額）	12
----------------	----

第44条（未収共済掛金の額）	13
----------------	----

第45条（支払備金および責任準備金の積立て）	13
------------------------	----

第4節 共済契約上の紛争の処理

第46条（異議申立ておよび審査委員会）	13
---------------------	----

第47条（管轄裁判所）	13
-------------	----

第5節 規約の変更

第48条（規約の変更）	13
-------------	----

第6節 雑 則

第49条（時 効）	14
-----------	----

第50条（細 則）	14
-----------	----

総合災共済事業細則

第1条（総 則）	23
第2条（火災等・風水害等・地震等損害による見舞金）	23
第3条（入院見舞金）	23
第4条（入院見舞金額）	23
第5条（傷病共済金と入院見舞金が重複する場合）	23
第6条（必要な調査期間を経過したのちに共済金を支払う場合の利息の扱い）	23
第7条（改 廃）	23
附 則.....	24

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

(通 則)

第1条 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第69条（事業の品目等）第1項第1号に掲げる事業を実施する。

(定 義)

第2条 この規約において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

- (1) 「共済契約者」とは、この組合と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (2) 「被共済者」とは、共済の対象として、その生死等が共済事由とされる者をいう。
- (3) 「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。
- (4) 「共済事由」とは、共済金等が支払われる事由をいう。
- (5) 「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいい、「共済契約の更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来 of 契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいう。また、「発効応当日」とは、共済契約の発効日または、更新日に対応する日をいい、「払込方法別応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいう。
- (6) 「障害」とは、別紙第5「総合共済給付認定基準第3障害事由認定基準」に規定するものをいう。
- (7) 「災害」とは「火災等」、「風水害等」および「地震等」をいい、別紙第5「総合共済給付基準第2住宅災害事由認定基準」に規定するものをいう。
- (8) 「床上浸水」とは、住居の用に供する部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く。）をこえる浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう。）から45cmをこえる浸水により、日常生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含む。
- (9) 「共済契約証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。
- (10) 「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」とは、つぎの算出方法書を総称したものをいう。

- ア 別紙第1「共済掛金額算出方法書」
- イ 別紙第2「責任準備金額算出方法書」
- ウ 別紙第3「解約返戻金額等算出方法書」
- エ 別紙第4「未収共済掛金額算出方法書」

- (11)「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいう。
- (12)「細則」とは、この事業の実施のための手続その他、事業の執行について必要な事項を定めたもので、この組合の理事会の議決によるものをいう。
- (13)「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項（以下「重要事項」という。）のうち共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。
- (14)「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。
- (15)「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。
ただし、同居であることを要しない。

（事業）

第3条 この組合は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済期間中に生じたつぎの各号に掲げる事由を共済事由とし、当該共済事由の発生により共済金を支払う事業を行う。

- (1) 共済契約者が死亡したとき
- (2) 共済契約者の配偶者が死亡したとき
- (3) 共済契約者の親が死亡したとき
- (4) 共済契約者と同居している配偶者の親が死亡したとき
- (5) 共済契約者の満18歳以下の子が死亡したとき
- (6) 共済契約者または共済契約者の配偶者が妊娠12週以上で死産したとき
- (7) 共済の目的物が災害を受けたとき
- (8) 共済契約者が障害になったとき
- (9) 共済契約者が傷病により休業または入院したとき
- (10) 共済契約者の配偶者が傷病により入院したとき
- (11) 共済契約者の満18歳以下の子が傷病により入院したとき
- (12) 共済契約者が家族の介護のため休職（休業）したとき
- (13) 共済契約者が結婚したとき
- (14) 共済契約者に子が出生したとき
- (15) 共済契約者の子が入学（小学校）したとき
- (16) 共済契約者が結婚25年に到達したとき
- (17) 共済契約者が退職したとき

- (18) 共済契約者が総合共済契約年数25年に到達したとき
- (19) 共済契約者が70歳まで継続契約したとき
- 2 前項の共済事由の認定は、別紙5「総合共済給付認定基準」による。
- 3 前項の別紙5「総合共済給付認定基準」は、総代会で定める。

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

(共済期間)

第4条 共済契約の共済期間は、第12条（共済契約の成立および発効日）に規定する共済契約の発効日または第18条（共済契約の更新）に規定する共済契約の更新日から1年（4月1日午前零時から翌年3月31日まで）とする。

ただし、この組合が特に必要と認めた場合には、共済期間を1年未満とすることができる。

- 2 前項のただし書きにおける共済期間の満了日は、共済契約の発効日から第1回目に到来する3月31日までとする。

第2節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第5条 この組合は、定款第4条（区域）に定める職域の組合員以外の者と共済契約を締結しないものとする。なお、共済契約者の契約年齢は、70歳となった事業年度末（3月31日）までとする。

(共済金受取人)

第6条 共済金の受取人は、つぎの各号に掲げる者とする。

- (1) 共済契約者
 - (2) 共済契約者の配偶者
 - (3) 共済契約者の子
 - (4) 共済契約者の父母
 - (5) 共済契約者の孫
 - (6) 共済契約者の祖父母
 - (7) 共済契約者の兄弟姉妹
- 2 共済金受取人の順位は、前項各号の順位による。
 - 3 前項の場合において、同順位の共済金受取人が2人以上ある場合は、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の共済金受取人を代表する。
 - 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、共済契約者は遺言による共済金受取人の変更ができる。遺言による共済金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、この組合が

共済金の支払いを行う前までに、共済契約者の相続人がその旨をこの組合に通知しなければならない。

なお、遺言書は被共済者の同意が得られたものとし法律上有効なものとする。

- 5 遺言書にもとづき、この組合が共済金受取人の変更を承諾した場合には、共済金を指定された共済金受取人に支払うが、遺言書がこの組合に到達する前に第1項および第2項の規定にもとづき、共済金を共済金受取人に支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、この組合は共済金を支払わない。

(共済の目的物)

第7条 第3条(事業)第1項第7号に定める「共済の目的物」とは共済契約者が現に居住している建物をいう。

第3節 共済契約の締結

(共済契約内容の提示)

第8条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除く。)および細則(以下、この条において「規約および細則」という。)により契約する。

- 2 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。

(共済契約の申込み)

第9条 共済契約申込者は、共済契約申込書につき各号の事項を記載し、署名押印のうえこの組合に提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
- (2) 申込日
- (3) 共済掛金の払込方法および払込場所
- (4) その他この組合が必要と認めた事項

(共済契約の申込みの撤回等)

第10条 共済契約申込者は、前条の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除(以下「申込みの撤回等」という。)をすることができる。この場合には、当該申込みのすべてについて申込みの撤回等を行わなければならない。

- 2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約者等は、書面につき各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。
 - (1) 申込日
 - (2) 共済契約者等の氏名および住所
- 3 第1項および第2項の規定により共済契約の申込みの撤回等がされた場合において、

当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」という。）が払い込まれているときには、この組合は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

（共済契約申込みの諾否）

第11条 この組合は、第9条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知する。

2 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、30日以内に共済契約証書または契約者一覧表を共済契約者または共済契約者の属する団体への交付をもって行う。

3 前項に規定する共済契約証書および契約者一覧表には、つぎの各号に規定する事項を記載するものとする。

- (1) 共済契約の種類
- (2) 共済契約者の氏名、生年月日および性別
- (3) 共済契約の発効日
- (4) 満了日
- (5) 共済掛金額および共済掛金の払込方法
- (6) 組合員番号
- (7) 作成年月日

（共済契約の成立および発効日）

第12条 この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込日に成立したものとみなし、かつ、この組合は、つぎの各号の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

(1) 共済掛金の賃金控除扱いの場合

労働基準法第24条協定によって掛金控除が行われる場合は、共済掛金控除が行われた日の属する月の翌月1日の午前零時より効力が発生するものとする。

(2) 共済掛金の口座振替扱いの場合

各種銀行等金融機関により共済掛金が預金口座から引き落とされる場合は、引き落とされた日の属する月の翌月1日の午前零時より効力が発生するものとする。

(3) 共済掛金の郵便振替扱い（現金納入を含む）の場合

郵便振替扱い（現金納入を含む）の場合で、共済掛金がこの組合の事業本部（支所）、事業部に納入された日の属する月の翌月1日の午前零時より効力が発生するものとする。

2 第4条（共済期間）第1項に定める共済期間を1年未満（以下、途中契約という。）の場合は、共済契約者等は初回掛金を途中契約の開始日の前日または、この組合が定めた日までに、この組合に払い込まなければならない。

3 第1項の各号に定める日および前項の「途中契約の開始日」を共済契約の発効日とする。

(共済の目的物の検査)

第13条 この組合は、共済の目的物について、必要と認めるときは、いつでも検査することができる。

第4節 共済掛金の払込み

(共済掛金の払込み)

第14条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払および年払とする。ただし、退職者の払込方法は半年払または年払とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条(共済期間)第1項ただし書の規定により、共済期間が1年未満であるときの共済掛金の払込方法については、月払または一括払とする。

3 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法ごとの共済契約の発効日または更新日の各応当日(以下「払込方法別応当日」という。)の前日(以下、「払込期日」という)までに払い込まなければならない。

4 前項により払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。

5 この組合は、第4項の規定にかかわらず、共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日までとすることができる。

(共済掛金の払込場所と期限)

第15条 共済契約者は、共済掛金をこの組合が指定した場所および指定した期限までに納入しなければならないこととする。

(共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱)

第16条 共済契約者は、当該共済契約の共済掛金をこの組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと(以下、「口座振替扱」という。)ができる。

または賃金控除(労働基準法第24条協定)により払い込むこと(以下「賃金控除扱」という。)ができる。

(共済掛金の払込猶予期間)

第17条 この組合は、共済掛金の払込について、払込期日の翌日から2ヵ月間の払込猶予期間を設ける。

2 前項に規定する共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。

第5節 共済契約の更新

(共済契約の更新)

第18条 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日から1ヵ月前までに、共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合に

は、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日（以下「共済契約の更新日」という。）に更新する。

- 2 前項の規定にかかわらず、この組合は、規約または細則の改正があった場合には、共済契約の更新日における改正後の規約または細則による内容への変更を行い、共済契約を更新する。
- 3 更新契約の初回掛金は、共済契約の更新日の前日までに払い込まなければならない。
- 4 この組合は、第1項から第3項までの規定にもとづき、共済契約が更新された場合には、その旨を共済契約者に通知する。
- 5 前項の通知は、共済契約証書または契約者一覧表を共済契約者または共済契約者の属する団体への交付をもって行う。

第6節 共済金の請求および支払い

（共済金の請求）

第19条 共済金受取人は、被共済者について共済事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく別紙第5「総合共済給付認定基準」で定める書類を提出することにより、この組合に共済金を請求するものとする。

- 2 この組合は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し、事実を確認することおよびこの組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができる。

（事由発生の際の通知義務）

第20条 被共済者について、共済事由が発生したことを知ったときは、共済契約者は、遅滞なく共済事由発生状況をこの組合に通知するものとする。

- 2 前項の通知を正当な理由なく遅滞した場合または行わなかった場合には、この組合は共済契約者に損害賠償の請求をすることができる額を差し引いて共済金を支払うことができる。

（共済金等の支払いおよび支払場所）

第21条 この組合は、第19条（共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後30日以内に、事由発生状況、事由の原因、傷害の内容、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この組合が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を終えて、この組合の指定した場所で、共済金を共済金受取人に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要な調査のため特に日時を要する場合で、つぎの各号のいずれかの事由に該当するときは、その旨をこの組合が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

(1) 病院等の医療機関または医師、歯科医師等に対する書面または面談による調査また

- | | |
|---|------|
| は確認が必要な場合 | 90日 |
| (2) 弁護士法その他の法令にもとづく照会が必要な場合 | 180日 |
| (3) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要がある場合 | 180日 |
| (4) 医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定・審査等が必要な場合 | 90日 |
| (5) 後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき | 120日 |
| (6) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要がある場合 | 60日 |
| (7) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したときに、その状態を調査する必要がある場合 | 360日 |
| (8) 日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要がある場合 | 180日 |
| (9) 第1号から第8号までに掲げる場合のほか、この組合ならびに共済契約者、被共済者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要な場合 | 90日 |
- 3 この組合が必要な調査を行うにあたり、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。以下、この項において同じ。）または第19条（共済金の請求）第2項にいう事実の確認、医師または歯科医師の診断を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合には、これにより調査が遅延した期間については、第1項および前項の期間に算入しないものとし、またその間は共済金を支払わないものとする。
- 4 この組合は、共済掛金の返還の請求または返戻金および割りもどし金（以下「諸返戻金等」という。）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後30日以内に、この組合の指定した場所で共済契約者に支払うものとする。

（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）

第22条 この組合は第17条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中に共済事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払う（以下、「共済金の差額支払い」という）ことができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければならない。

なお、払込猶予期間中に共済掛金の払込みがされない場合は、この組合は、共済金を支払わない。

(生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還)

第23条 この組合は、被共済者の生死が不明の場合において、つぎに掲げるいずれかの事由に該当する場合は、被共済者が死亡したものとみなし、この組合が認めた日において被共済者が死亡したものとして取り扱う。

- (1) 被共済者が、失踪宣告を受けたとき。
- (2) 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った者のうち、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。

ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。

ア 航空機の危難の場合

30日

イ 船舶の危難の場合

3ヵ月

ウ ア、イ以外の危難の場合

1年

- 2 前項の規定により共済金受取人が死亡共済金を受け取る場合において、当該共済金受取人は、この組合の定める所定の書類を提出することを要する。
- 3 第1項の規定によりこの組合が死亡共済金を支払ったのちに被共済者等の生存が判明した場合には、共済金受取人は、すでに支払われた死亡共済金をこの組合に返還しなければならない。

(戦争その他の非常な出来事および天災の場合)

第24条 この組合は、戦争その他変乱、大地震等により所定の共済金を支払うことができない場合、総代会の議を経て共済金の分割払い、支払の繰延べまたは制限をすることができる。ただし、住宅災害についてはその原因が直接であるか間接であるかを問わず戦争その他変乱によって生じたときは共済金を支払わない。

第7節 共済契約の終了

(詐欺等による共済契約の取消し)

第25条 この組合は、共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行う。
- 3 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人または共済契約者の推定相続人（以下「共済金受取人等」という。）に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

(共済契約の無効)

第26条 共済契約者が共済契約の発効日または更新日にすでに死亡していたときは、共済契

約は無効とする。

- 2 この組合は、前項の場合において、当該共済契約にかかる共済掛金の全部または一部を共済金受取人に返還する。
- 3 この組合は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求することができる。

(共済契約の失効)

第27条 第17条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、払込期日に遡り効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合において、この組合はその旨を共済契約者に通知する。

- 2 前項の場合において払込掛金は返還しない。

(共済契約の解約)

第28条 共済契約者は、共済期間の中途において共済契約を解約することはできない。ただし、退職したときは、共済契約を将来に向かって解約することができる。

- 2 前項の規定による解約は、書面をもって行うものとし、その書面には解約の日を記載するものとする。
- 3 解約の効力は、前項の解約の日、またはその書面がこの組合に到達した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から生じる。

(重大事由による共済契約の解除)

第29条 この組合は、つぎの各号のいずれかに掲げる重大事由に該当するときは、将来に向かって共済契約を解除することができる。

- (1) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
 - (2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事由を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - (3) 第1号および第2号に掲げるもののほか、この組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。
- 2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事由発生の際になされたときであっても、この組合は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。
 - 3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。
 - 4 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

(共済契約の消滅)

第30条 共済契約者が死亡した場合、または共済契約締結後1年未満で退職する場合はその

ときをもって、共済契約は消滅する。

(取消しの場合の共済掛金の返戻および共済金等の取扱い)

第31条 この組合は、第25条（詐欺等による共済契約の取消し）の規定により、共済契約を取り消した場合には共済掛金を返還しない。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求する。

(解約、解除および消滅の場合の共済掛金の返戻)

第32条 この組合は、第28条（共済契約の解約）、第29条（重大事由による共済契約の解除）および第30条（共済契約の消滅）の規定により共済契約が解約され、解除され、または消滅した場合において、当該共済契約の未経過共済期間（1ヵ月にみたない端数日は切り捨てるものとする。）に対する共済掛金を共済契約者に払い戻す。

(消滅の場合の未払込共済掛金の精算)

第33条 第30条（共済契約の消滅）の規定により共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、第17条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中であっても、その金額を共済金から差し引く。

第8節 共済契約の変更

(氏名または住所の変更)

第34条 共済契約成立後、つぎの各号に掲げる事実が発生した場合には、共済契約者は、すみやかに書面をもってその旨をこの組合に通知しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名、住所または、住居表示に変更が生じたとき
- (2) 共済契約者がこの組合の事業本部（支所）、事業部の区域外に転勤したとき

第3章 共済契約

第1節 共済契約の内容

(共済契約の種類)

第35条 共済契約の種類は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 1型契約
- (2) 2型契約

2 1型契約の契約者は、60歳以上の退職者となった時、更新時に共済契約の種類を2型契約に変更することができる。

(共済契約の内容)

第36条 前条第1項に定める共済契約の給付種目、共済事由の区分、共済金の額の内容は別表の内容による。

第2節 共済金および共済金の支払い

(共済金の種類および給付認定基準)

第37条 この組合は、共済契約において、第3条(事業)に掲げる共済事由が生じた場合は、別紙第5「総合共済給付認定基準」の規定にもとづき共済金を支払う。

(共済金を支払わない場合)

第38条 この組合はつぎの各号に掲げる事実が発生したときは共済金を支払わない。

- (1) 共済給付種目につき、共済金受取人の故意または重大な過失により共済事由が発生したとき
- (2) 犯罪行為を伴う共済事由が発生し、この組合が共済金の給付を適当でないと認めたとき

第4章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

(業務の委託)

第39条 この組合は、この共済事業を実施するにあたり、必要な業務の一部(契約の締結の代理、または媒介を除く。)を、この組合の組合員の属する団体に委託することができる。

第2節 再共済の授受

(再共済)

第40条 この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を日本再共済生活協同組合連合会の再共済に付することができる。

- 2 前項の場合において、再共済契約の締結は、総合共済再共済協定書により行うものとする。

第3節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

(共済掛金の額)

第41条 第35条(共済契約の種類)第1項に定める共済契約の共済掛金の額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」において定める方法により算出した額とする。

(責任準備金の額)

第42条 責任準備金の種類は、異常危険準備金とし、その額は、別紙第2「責任準備金額算出方法書」において規定する方法により算出した額とする。

(解約返戻金等の額)

第43条 第32条(解約、解除および消滅の場合の共済掛金の返戻)に規定する共済契約が解

約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金（以下「返戻金」という。）の額は、別紙第3「解約返戻金額等算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（未収共済掛金の額）

第44条 未収共済掛金の額は、別紙第4「未収共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（支払備金および責任準備金の積立て）

第45条 この組合は、毎事業年度末において、支払備金および責任準備金を積み立てるものとする。

第4節 共済契約上の紛争の処理

（異議の申立ておよび審査委員会）

第46条 共済契約および共済金の支払いに関するこの組合の処分に不服がある共済契約者または共済金受取人は、この組合におく審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもって行わなければならない。

3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に、審査を行いその結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。

4 審査委員会の組織および運営に関する事項は、審査委員会規則で定める。

（管轄裁判所）

第47条 この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この組合の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

第5節 規約の変更

（規約の変更）

第48条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、第8条（共済契約内容の提示）第1項に規定する規約を変更する必要がある場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この組合は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

第6節 雑 則

(時 効)

第49条 共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(細 則)

第50条 この規約に規定するもののほか、この事業の実施のための手続その他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

(定めのない事項の取扱い)

第51条 この規約および細則で規定していない事項については、日本国法令にしたがうものとする。

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

(掛金口座振替特則の適用)

第52条 この特則は、第16条（共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱）に規定する口座振替扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(掛金口座振替特則の締結)

第53条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この組合の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、つぎの各号の条件のすべてをみたさなければならない。

(1) 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」という。）が、この組合と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）に設置されていること。

(2) 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの組合の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

(共済掛金の払込み)

第54条 第2回以後の共済掛金は、第14条（共済掛金の払込み）第4項の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの組合の定めた日（以下「振替日」という。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とする。）に、指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まなければならない。

2 初回掛金を口座振替扱によって払い込む場合の初回掛金は、第12条（共済契約の成立および発効日）第1項の規定にかかわらず、この組合が当該共済契約にかかる初回掛金を共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まなければならない。この場合において、指定口座から初回掛金の振替ができなかった場合は、当該共済契約の

申込みはなかったものとして取り扱う。

- 3 第1項および第2項の場合にあっては、指定口座から引き落としのなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとする。
- 4 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この組合の実施する他の共済事業による共済契約を含む。）にかかる共済掛金を振り替える場合には、この組合は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この組合に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できない。
- 5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければならない。
- 6 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

（口座振替不能の場合の扱い）

第55条 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、前条第1項の規定による共済掛金の払込みができなかった場合において、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行わない限り、共済掛金の払込みがされなかったものとみなす。

- 2 前項の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、第17条（共済掛金の払込猶予期間）の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの組合またはこの組合の指定した場所に払い込まなければならない。

（指定口座の変更等）

第56条 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができる。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができる。

- 2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。
- 3 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。
- 4 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。この場合、共済契約者は、指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければならない。

（掛金口座振替特則の消滅）

第57条 つぎの各号の場合には、この特則は消滅する。

- (1) 第53条（掛金口座振替特則の締結）第2項に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第1項、第2項および第4項に規定する諸変更の際し、その変更手続が行われないうまま共済掛金の口座振替が不能となったとき。
- (3) 共済契約者が次条の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (4) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。

(振替日の変更)

第58条 この組合および取扱金融機関等の事情により、この組合は、将来に向かって振替日を変更することができる。この場合、この組合は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、組合成立の日から施行する。
- 2 この規約の一部改正は、昭和41年3月11日から施行する。
- 3 この規約の一部改正は、昭和41年6月16日から施行する。
- 4 この規約の一部改正は、昭和43年3月23日から施行する。
- 5 この規約の一部改正は、昭和44年12月24日から施行する。
- 6 この規約の一部改正は、昭和45年12月1日から施行する。
- 7 この規約の一部改正は、昭和47年1月1日から施行する。
- 8 この規約の一部改正は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約の一部改正は、昭和55年4月1日から施行する。

(共済掛金の額の適用期限)

- 2 第11条に定める共済掛金の額は、昭和55年4月1日より適用する。

(共済金の額の適用月日)

- 3 第12条に定める共済掛金の額は、昭和55年4月1日以降発生した共済事由について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約の一部改正は、昭和57年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約の一部改正は、昭和58年7月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約の一部改正は、昭和60年4月1日から施行する。

(共済掛金の額の適用期限)

- 2 第11条に定める共済掛金の額は、昭和60年4月1日より適用する。

(共済金の額の適用月日)

- 3 第12条に定める共済金の額は、昭和60年4月1日以降発生した共済事由について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約の一部改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、厚生大臣の認可を受けた日から施行し、昭和62年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、厚生大臣の認可を受けた日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、厚生大臣の認可を受けた日から施行し、平成6年6月20日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成23年7月28日）から施行し、平成23年7月28日以降に発効する共済契約から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成28年4月1日）から施行し、平成28年4月1日以降に発効する共済契約から適用する。

- 2 この規約の施行日前に別紙第5の第5の2②の規定にもとづく契約者であった者は、改正後の第35条第1項第2号に規定する2型契約の契約者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約の一部改正は、令和2年4月1日から適用する。

別表

給付種目	共済事由の区分	共済金の額	
		1型契約	2型契約
①死亡給付	1. 共済契約者が死亡したとき	700,000円	350,000円
	2. 共済契約者の配偶者が死亡したとき	350,000円	150,000円
	3. 共済契約者が死亡したとき	50,000円	—
	4. 共済契約者の親が死亡したとき	30,000円	10,000円
	5. 共済契約者またはその配偶者が死産したとき	30,000円	—
②住宅災害給付	1. 火災等損害（消防破壊含む）		
	・焼損率20%以上	600,000円	—
	・焼損率20%以上（単身赴任者等が居住する物件の被害の場合）	150,000円	—
	2. 風水害等損害		
	・損壊率20%以上	300,000円	—
	・損壊率20%以上（単身赴任者等が居住する物件の被害の場合）	75,000円	—
	・床上浸水100cm以上	300,000円	—
	・床上浸水100cm以上（単身赴任者等が居住する物件の被害の場合）	75,000円	—
	3. 地震等損害		
	・損壊率20%以上	150,000円	—
・損壊率20%以上（単身赴任者等が居住する物件の被害の場合）	75,000円	—	
・床上浸水100cm以上	50,000円	—	
・床上浸水100cm以上（単身赴任者等が居住する物件の被害の場合）	25,000円	—	
③障害給付	1級	300,000円	150,000円
	2級	200,000円	100,000円
	3級	100,000円	50,000円
④傷病給付	共済契約者が傷病により連続して14日以上入院した場合、または20日以上休業した場合（65歳以上は入院のみ）	20,000円	20,000円
	共済契約者が傷病により連続して60日以上休業した場合（65歳以上は入院のみ）	30,000円	30,000円
	共済契約者が傷病により連続して90日以上休業した場合（65歳以上は入院のみ）	50,000円	—
	共済契約者の配偶者が傷病により連続して14日以上入院した場合	20,000円	20,000円
	共済契約者の配偶者が傷病により連続して60日以上入院した場合	30,000円	30,000円
	共済契約者の満18歳以下の子が傷病により連続して14日以上入院した場合	20,000円	—

給付種目	共済事由の区分	共済金の額	
		1型契約	2型契約
⑤結婚給付	共済契約者が結婚したとき	50,000円	—
⑥出生給付	共済契約者に子が出生したとき	30,000円	—
⑦入学給付	共済契約者の子が小学校に入学したとき	10,000円	—
⑧銀婚給付	共済契約者が結婚25年に到達したとき	20,000円	20,000円
⑨永年給付	共済契約者が共済契約年数25年に到達したとき	12,000円	12,000円
⑩退職給付	共済契約者が退職したとき		
	総合共済契約年数1年以上5年未満のとき	3,000円	—
	総合共済契約年数5年以上10年未満のとき	12,000円	—
	総合共済契約年数10年以上のとき	24,000円	—
⑪介護休業給付	J R 会社等の介護休職に関する労使間協定により共済契約者が休職（休業）したとき	50,000円	—
⑫寿給付	共済契約者が70歳まで継続契約したとき	10,000円	—

共済金請求に必要な提出書類一覧（死亡・住宅災害給付）

給付種別	提出書類	給付申請書兼請求書	総合共済給付事由証明書	死亡診断書または死体検案書	住民票謄本	戸籍謄本	戸籍抄本	死産証明書	罹災証明書（願）
	給付種目								
死亡	本人	○	○	※△					
	配偶者	○	○	※△	※△				
	親	○	○	※△	※△	※△	※△		
	子	○	○	※△		※△			
	死産	○						※○	
住宅災害	半焼以上	○							※○
	半壊以上	○							※○
	床上浸水100cm以上	○							※○
		住宅災害給付を申請する際は、「住宅災害・給付申請書」を提出します。	必ず機関の代表者が証明しているものを提出します。	「総合共済給付事由証明書」が取れない場合は、「死亡診断書かまたは死体検案書」等が必要となります。	「内縁の妻」の配偶者死亡の場合や義父母の死亡について電算登録がなかったり、非同居になっている場合は、「住民票謄本」が必要となります。	電算登録がなく、組合員本人とその子との間柄を証明する場合、必要となります。	電算登録がなく、組合員本人の親であることを証明する場合、必要となります。	医師または、助産婦が発行した「死産証明書」等が必要となります。	水害等の事故は各市町村が発行した証明書（願）。「罹災証明書（願）」がとれない場合は、現地認定が必要

共済金請求に必要な提出書類一覧（生存給付）

給付種別	提出書類	給付申請書兼請求書	総合共済給付事由証明書	住民票	戸籍抄本	障害診断書	傷病休業証明書（有職者）	見込診断書	就労不能の診断書（無職者）	診断書（入院証明書）	介護休職証明書	給付種目
生存	障害	○				※○						
	本人傷病	○					※○	※○	※○	※△		
	配偶者傷病	○								※○		
	子傷病	○								※○		
	結婚	○	○	※△	※△							
	出生	○	○									
	入学	△	○			※△						
	銀婚	△	○			※△						
	永年	△	△									
	退職	○										
	介護休業	○										※○
	寿	△										
	<p>入学・結婚・永年・寿給付は、基本的に自動給付を行います。但し、電算登録がない等の場合は、原本を必ず提出し、退職給付を申請する際は、「総合共済継続契約申込書・給付申請書兼請求書」を提出します。</p> <p>給付を申請する際に、「戸籍抄本」・「健康保険証」等のいずれかが、必要となります（コピー可）。</p> <p>総合共済給付事由証明書は、「総合共済給付事由証明書」が取れない場合は、医師または助産婦が発行した「出生証明書」等が必要となります。</p> <p>結婚給付を申請する際は、「内縁の妻」の場合で「総合共済給付事由証明書」が取れない場合、「住民票謄本」等が必要となります。</p> <p>「総合共済給付事由証明書」が取れない場合、結婚・銀婚給付を申請する際は、婚姻届等を提出した後の「戸籍抄本」が必要となります。</p> <p>医師の発行する障害診断書（国民年金・厚生年金障害基準の3級以上と判断されるもの）が必要となります。</p> <p>有職者の場合、傷病休業証明書が必要となります。</p> <p>加療を要する期間（見込み）を証明する診断書が必要となります。</p> <p>入院期間を証明する診断書が必要となります。</p> <p>医師等の発行する証明書およびその他事実を証明する</p>											

○印は必ず提出を必要とするもの。△印は必要に応じて提出するもの。

※印はコピー（写し）でも可能です。

総合共済事業細則

(総 則)

第1条 総合共済事業規約に規定する事項その他この組合の行う総合共済事業の執行に必要な事項は、この組合の定めるところによるものとする。

(火災・風水害等・地震等損害による見舞金)

第2条 総合共済給付認定基準第2住宅災害事由認定基準で定める火災等、風水害等、地震等の災害事故についてつぎの災害認定基準に基づき見舞金10,000円を支払う。

- (1) 火災等、風水害等、地震等の災害事故により、焼破損割合が20%未満で、かつ損害額が20万円以上の被害を受けたとき。
- (2) 床上浸水の災害事故で床上1cm以上100cm未満または、損害200,000円以上のとき。
- (3) 広域異動者および出向者(単身赴任者)等が居住する当該建物に前各号の災害事故が生じたとき。

(入院見舞金)

第3条 共済契約者または共済契約者の配偶者が傷病により連続して7日以上14日未満の入院をした場合、見舞金を支払う。ただし、つぎの各号に該当する場合は、見舞金を支払わない。

- (1) 入院開始日より過去1年以内に規約別紙第5の第4にさだめる1単位目の基点日を持つ傷病共済金を支払っている場合。ただし、傷病共済金の支払いを受けた被共済者と入院見舞金の対象となる被共済者が異なる場合は、この限りではない。
- (2) 入院開始日より過去1年以内に同一の被共済者が入院見舞金の支払いを受けている場合。

(入院見舞金額)

第4条 第3条(入院見舞金)にさだめる入院見舞金の額は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 1型契約 10,000円
- (2) 2型契約 5,000円

(傷病共済金と入院見舞金が重複する場合)

第5条 規約別紙第5の第4の1①にさだめる休業20日以上による傷病共済金と第3条(入院見舞金)にさだめる入院見舞金の支払いが重複する場合は、傷病共済金のみ支払うものとする。

(必要な調査期間を経過したのちに共済金を支払う場合の利息の扱い)

第6条 規約第21条(共済金等の支払および支払場所)第1項にいう共済金を支払う日が同項に定める期間を経過する日ののちの日であるときは、この組合は当該の期日を経過した日から起算して、民法(明治29年4月27日法律第89号)第404条に定める法律利率により計算する利息を付して、共済金とあわせて支払うものとする。

(改 廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は1999年10月1日より施行する。
- 2 2004年 4月 1日一部改正
- 3 2005年 4月 1日一部改正
- 4 2006年 4月 1日一部改正
- 5 2010年 4月 1日一部改正
- 6 2016年 4月 1日一部改正
- 7 2020年 4月 1日一部改正 (2019年度第7回理事会)